

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第116号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年7月27日（日） 14時00分ごろ
発生場所	山梨県山中湖村山中湖 中野村（三）三等三角点から真方位016° 1,090m付近 （概位 北緯35° 24.8′ 東経138° 51.9′）
事故等調査の経過	平成26年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ MOLU、0.1トン 230-50070東京、個人所有 B 水上オートバイ（船名不詳）、不詳 不詳、不詳 C ゴムボート（船名なし）、なし なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 操縦者A、操縦免許なし B 船長B、免状不詳
死傷者等	なし
損傷	A 船首に擦過傷 B 不詳 C 不詳
事故等の経過	A船は、操縦者Aが操船して山中湖において遊走中、南進して右旋回したところ、操縦者Aが船首方至近にB船を認め、避けようとして操縦ハンドルを右に取ったが、平成26年7月27日14時00分ごろ、A船の船首がB船のえい航するC船のえい航索に接触し、続いてA船の右舷船首とC船とが衝突した。 B船は、船長Bが操船してC船をえい航して南進中、A船が、えい航索に接触し、続いてC船に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 水象：湖上 平穏
その他の事項	操縦者Aは、船首方至近にB船を認めたとき、えい航されているC船に気付かなかった。 操縦者Aは、本事故の前日よく眠れず、本事故当日の10時00分ごろ山中湖村所在のヨットハーバーに到着し、その後、缶ビールを2～3缶飲んだ。 操縦者Aは、視力が両眼とも約1.2あり、本事故時、サングラス

	<p>等を着用しておらず、湖面が光って見えにくく、B船及びC船の発見が遅れたと思った。</p> <p>B船がえい航していたC船は、オレンジ色であり、えい航索の長さは、約5mであった。</p> <p>本事故時の太陽の方位は約249°（真方位）であり、高度は約57°であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明、C 不明</p> <p>A なし、B 不明、C 不明</p> <p>A なし、B 不明、C 不明</p> <p>A船は、山中湖において遊走中、操縦者Aが、右旋回した際、船首方至近にB船を認め、避けようとして操縦ハンドルを右に取ったところ、船首がB船のえい航するC船のえい航索に接触し、続いて右舷船首がC船に衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Aは、飲酒をしており、また、操縦免許を受有していなかったことから、特殊小型船舶操縦者としてA船に乗船してはならなかった。</p> <p>B船は、山中湖において、C船をえい航して南進中、C船とA船が衝突したものと考えられるが、船長Bから情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、山中湖において、A船が遊走中、B船がC船をえい航して南進中、A船の船首とB船のえい航するC船のえい航索とが接触し、続いてA船の右舷船首がC船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常に見張りを行うこと。</li> <li>・太陽光の影響により周囲の視認が困難な場合、サングラスを使用すること。</li> <li>・飲酒の影響がある状態で操船しないこと。</li> </ul>